

ACSV MONTHLY LETTER

● 扶養親族になる「合計所得金額 38 万円以下」について

所得税の配偶者控除や扶養控除の要件に「合計所得金額 38 万円以下」とあります。この「合計所得金額」は次の ~ の各所得の合計額です（繰越控除前の金額）

事業・不動産・利子・給与・総合配当・総合短期譲渡・雑の合計額（損益通算後）
総合長期譲渡・一時の合計額（損益通算後）の 1/2 後の金額
申告分離（特別控除前）の合計額
退職・山林の合計額

合計所得金額のポイントは以下の通りです。扶養親族等の合計所得金額が 38 万円を超えると配偶者控除や扶養控除を受けることができないので、注意が必要です。

なお、配偶者で合計所得金額が 38 万円超 76 万円未満の場合は、その金額に応じて一定金額の「配偶者特別控除」が受けられます。

- ・ 給与は給与所得控除（65 万円～）を差し引いて計算します。
- ・ 公的年金等は公的年金控除（65 歳未満：70 万円～、65 歳以上：120 万円～）を差し引いて計算します。
- ・ 確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当や特定口座の株式等の譲渡、源泉分離の預貯金や公社債の利子などは、除いて計算します。
- ・ 純損失や雑損失などの繰越控除前の金額で計算します。

よって、前年以前の上場株式等の譲渡損失や居住用財産の買換えの譲渡損失などの繰越損失はないものとして計算します。

- ・ 損益通算後の金額で計算します。

なお、損益通算後の所得金額がマイナスになる場合はゼロで計算します。

また、既報の通り、給与の源泉徴収税額を算定する時の「扶養親族の数」に 16 歳未満は含めないこととなっておりますので、ご注意下さい。

平成 24 年分は、平成 9 年 1 月 2 日以後に生まれた人は、
扶養親族数には含まれません。

税務カレンダー

	内容	備考
5 月	自動車税の納付	
6 月	個人住民税納付（第 1 期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。